

 北塩原村

議会だより

NO.138 発行／福島県北塩原村議会 編集／議会広報調査特別委員会 ☎(0241)23-3263 〒966-0485 北塩原村大字北山字姥ヶ作3151
ホームアドレス：http://www.vill.kitashiohara.fukushima.jp/gyousei/gikai/

村長挨拶風景



議員質問風景と傍聴風景



あなたも議会を傍聴してみませんか。

ご希望の方は、議会事務局へご連絡ください。

直通(23-3263)

9月 定例会

9月18日～24日

所信表明 招集挨拶

村長 小椋 敏一



所信表明

過般の村長選挙において、皆様方からの温かいご支援、ご厚情を賜り、当選の榮に浴することができ、厚く御礼を申し上げます。

また、同時に行われた村議会

議員補欠選挙において、ご当選された小椋元さん、誠にありがとうございます。

ここで私の村政に対する基本的な考え方を申し上げ、議員の皆様方のご理解とご協力を賜りたい。今、少子高齢化、地方分権、高度情報化など、社会情勢は大きく変化をしている。

一方、国からの交付税や交付金の削減、地方の疲弊による税収の減少など、市町村を取り巻く財政事情も厳しい状況にあるが、本村においても少子高齢化対策・定住人口の減少など、重要課題がある。

これらを踏まえ、私は村民の生活と暮らしを最優先する村政を目指し、七つの柱を基本に新時代に対応できる村づくりのため健全財政を維持しながら、村第三次総合振興計画や過疎計画に沿った事業を展開し、全力で村政執行に当たる所存である。

一つは、村民協働の村づくりである。住民参加型の個性豊かな地域づくりのため、情報公開の推進、村民への情報提供を推進し、本村の特色を活かした独自の路線で安定した村づくりを進めていく。

二つ目は、歴史・文化を活かした観光の村づくりである。裏磐梯の美しい自然景観を活かした滞在型の観光づくりを進めるとともに、歴史・文化遺産を活かした新しい観光地づくりを村民の皆様とともに一緒に進めていく。

いく。

三つ目は、地域の特色を生かした農業の村づくりである。農産物の生産性を高め、地産地消を推進するとともに、農業振興のための人材の育成、農産物直売施設と農家の連携をさらに強化し、販路拡大を図り、農家所得の向上に努めていく。

四つ目は、企業誘致を進める村づくりである。定住人口の増加のためには、企業を誘致し、若者が安心して生活できる雇用の場が必要である。県などとの連携を強化し、企業に来ていただくための条件整備を行う。

五つ目は、子育て支援と青少年の健全育成の村づくりである。若者が安心して子育てと仕事が両立できる環境の整備、小学校六年生までの医療費無料化など、また、学童保育の充実、将来を担う青少年の人材育成などを行う。

六つ目は、スポーツ・文化の村づくりである。一人一文化、一スポーツ活動の推進を図っていく。また、ボランティア指導者の確保や健康増進施設、運動文化施設の開放と有効利用を進めていく。

七つ目は、安定した行財政改革の村づくりである。行政全般、さらには事業全体の見直しを行ない、行政サービスの向上のため諸施策を講じていく。さらには、人材交流を深め、職員の育成、資質向上を図っていく。また、みずから進んで報酬の削減を行う。そして、自主財源の確保と健全行財政を維持するとともに、さらなる見直しを進め、改革の推進を図っていく。

村政報告

村政について三件の報告を申し上げる。

一点目は、姉妹都市ニュージラント、タウポ市ツランギ地区ボードメンバーの来村についてである。

来る十月十日より四日間、本村と姉妹都市を締結しているニュージラント、タウポ市ツランギ地区ボードメンバー御一行が来村される。ツランギ地区の方々には、姉妹都市締結以来、本村の中学生など四百名を超える交流受け入れをしていただき、大変お世話になっている。

今年もこの七月から八月にかけて、中学生・引率者合わせて二十六名の交流受け入れをしていただき、子供たちは南半球の地

で充実した交流体験をしてきた。御一行は十名で来村の予定であるが、村挙げて歓迎をしたいと思うので、よろしくお願いを申し上げます。

二点目は、旧会津米沢街道ワンデーマーチ開催についてである。

天地人記念ウォーク第二弾として、この七月二十七日、旧会津米沢街道ワンデーマーチを開催した。本村と米沢市の共催で、米沢市からは三十六名、本村からは四十八名の参加者があった。それぞれお互いの出発点から歩き、県境の松原峠で合流をし、

直江兼続公の歴史説明などがあり、お互いに健闘をたたえ合った。今後、この歴史街道を拠点とした新たな観光振興を進める考えであるので、皆様方のご協力をよろしくお願い申し上げます。

三点目は、外国語指導助手についてである。

外国語指導助手、ブラッシュ・ベス・アン先生の後任として、この八月一日、ニュージラントのオークランド市より、コートニー・クリック先生が着任された。英語指導や国際理解学習などを村の子供たちにご指導いただく計画で、国際色豊かな教育の振興に期待を寄せている。前任のブラッシュ・ベス・アン先生は一年間の勤務を終えられ、七月末に帰国された。本国での活躍をお祈り申し上げます。

一般質問 1

8番 小 椋 元



1 村長のめざす村づくりの信条、ビジョンについて

- 1 小学6年生までの医療費の無料化はいつからか伺う。
- 2 報酬の削減はいつからか伺う。
- 3 大塩小学校跡地の活用方法についての考えを伺う。
- 4 原油高騰対策として郡山から裏磐梯への直通バス運行はいつから、どんな中身でやるのか伺う。また、村民への原油高騰対策についての考えを伺う。

村 長

一つ目の、小学6年生までの医療費の無料化は、今年の十月一日から施行したいと考えて今回の補正予算に計上している。

二つ目の村長の報酬削減は、十月一日から実施することで提案している。

三つ目の大塩小学校跡地の活用方法は、跡地利用検討委員会

の報告を重視して、さらに地域の活性化を図るべく施策、または有効利活用等について民間コンサルタント等のご指導を仰ぎながら、基本計画を策定して、活用を検討していく。

四つ目の原油高騰対策としての直行バス運行については、原油高騰が続く中、当村への観光客の減少が懸念されているので、多くの観光客の皆さんにきていただけるような、郡山駅から裏磐梯までの直行便を運行できるように前向きに検討していく。運行時期、内容等については、今後十分な検討を重ねていく。

村民への原油高騰対策については、昨年冬期間の燃料の使用料が多い時期に非課税世帯を対象とした助成事業を行ったところであり、このまま燃料の高騰が続くような場合は、昨年と同様の助成事業を検討していく。

再質問

子供の医療費について、十月一日から実施するということは、大変評価できると思うが、簡単にできるのであれば、どうして中学卒業まで一回にできないのか伺う。

報酬の削減は、どういうことで二十％削減なのか伺う。

六月に議会では北海道のむかわ町へ調査に行つて、学校跡地利用についての研修をしてきてお

り、議会からの報告も受けていると思うが、それについては検討したか伺う。

北塩原へ直通バスをつくると言っているが、途中で廃止とならないように、十分気をつけてかからないとならない問題だと思いがどのようなことでやるのか伺う。

原油が去年の九月と今の値段を比べると三割から五割くらい値上がりしているのに、助成を増やすべきではないかと思うが伺う。

村 長

村長の報酬の削減と、中学生までの医療費の無料化は、村全体の予算も絡むので、財源がなければできないので、公約した小学校6年生までの無料化を実施し、その一部の財源として村長報酬の二十％をカットした。今後、中学校3年生までの無料化も検討しなければならぬと思う。

大塩小学校の跡地利用の問題で、議会の北海道先進地研修の意見を聞いて活用する方法はないのかということだが、登庁して十日くらいしかたっていないので、そこまで把握していない。今後は、結果報告を聞いて、地区に合った施設の導入等を検討していく。

郡山から裏磐梯への直通バスの運行は、慎重に検討しながら、内容等、回数等、さらにはかか

る経費、無料ではなく安い料金で裏磐梯に来れるように調査しながら慎重に進めたいと思う。

再々質問

村長の報酬二十％の範囲で6年生までやるということであるが中三まで無料になるように努力していただきたいと思うが伺う。

報酬削減は前高橋村長の時代も、二十％していたと思うが、九月一日現在では削減になっていないが、退職金に影響するのかわかるか。

学校跡地利用について議会からの報告を受けたら検討してもいいか。

学校跡地に企業誘致の案として、特別養護老人ホームや、老健ホームとしての利用を検討すべきではないかと思うが伺う。

郡山からのバス運行については、村、村民に負担にならない方法で検討していただきたいと思うが伺う。

原油高騰対策で、原油が高騰しているのに助成額を増やすべきではないかと思うが伺う。

村 長

医療費の問題であるが、私だけの月給削減では、到底医療費を賄うことはできないので、なるべく早い時期に予算確保ができれば、無料化を実施したい。

村長の報酬の削減は、新しい村長になった時点で、改めて任せようということに戻した経緯があるが、退職金には影響しない。

大塩小学校の跡地利用で、特老施設とか老健施設を造ったらどうだというご意見であるが、勤めるかたがあまり近くには勤めたくないというような話もあるので、企業誘致と同じく地域の雇用される側の希望も聞かなくてはならないので難しい問題になると思う。そういうものも含めて、利活用については検討していく。

郡山から裏磐梯への直行バスの件であるが、裏磐梯に観光客が来る際の弊害は、特に列車で来る方が、郡山まで東京から一時間半、郡山から裏磐梯に一時以上かかるので、いくらかりスクがあっても、そういう方のために、直行便を最低限かかる経費でもって運行しなければならぬと考えているので、十分検討して、慎重に答えを出したいと思う。

原油高騰対策で、県からまだ補助要綱が入っていないが、入っていないくても村独自で去年と同じような助成額を出したいという考えである。

II 公用車について

- 1 村長車の廃止は考えているか伺う。
- 2 職員の車を利用し、公用車を減らす考えはないか伺う。

村 長

村長車の廃止は、リースが切れるまで廃止する考えはない。職員の車を利用して公用車を減らすことは、過去に借上げ公用車ということで使った経緯があるが、職員の個人の持ち物を公用に使うのは適正でないという指導があり、したがって減らすことは考えていない。

再質問

公用車のリース切れまでは使うが、それ以降は使わないと解釈していいか伺う。またリース切れはいつか伺う。

職員の車を使って相成らんとやっているが、その中身はどうしてなのか伺う。

村 長

村長車は五年リースで、今年で三年目ではないかと思うが、その後、経費節減等でエコの公用車を使うような考えである。職員の車の利用については、公用と私用の区別がつかなくなるというのが大きな原因だと思われる。また補償や事故の話もある。

ので廃止は考えていない。

再々質問

車検時期や廃車時期に合わせ減らせるのではないかと思うが伺う。

どうして職員の車を使うのが相成らんのか伺う。

村 長

村長車のリース期間中は、継続していく。リースが切れた場合は、改めてエコ車や小さな車、環境にやさしい車、経費のかからない車をリース、さらには購入という形で進めたいと考えている。

職員の車の利用については、公用と私の仕事の区別がつかないということ、仕事で事故を起こしたのか、私用で事故を起こしたのか、判断できにくいということからである。

III 過疎対策について

- 1 村づくりビジョンの中に過疎対策が含まれていないようだが、松原地区の過疎対策について考えを伺う。

村 長

観光と農業の振興を基本に進めたいと考えている。今まで松原地区に、辺地事業を導入し、

地域の活性化という同じ目的のもとに事業を実施していたが、その辺地対策事業が終わったので、村全体を観光と農業の振興に力を入れ、松原地区においても、パイプハウス・ビニールハウスの整備などを継続し、さらには農業生産性を高めるとともに販路拡大等図りながら、地産地消を進め、農業所得の向上に努めていく。

また、当地区に数多く残る歴史・文化財等を観光資源として最大限活用するとともに、スポーツ合宿の連携等を通じながら、観光振興を一層推進していきたい。それが松原地区の過疎対策につながる事業だと考えている。

再質問

過疎対策について、例えば松原地区に空き地・空き家がだいぶあるので、村主体となつてどこかへ売り出す、世話するということのようなことはどうか伺う。

村 長

松原地区の過疎対策については、人口減少をくい止めるには、まず、そこで生活できる収入の確保が必要だと思う。二地域居住についても調査したが、いろんな条件があるので、松原集落内に合った古民家の活用を図っていききたいと考えている。

再々質問

村が中に立って二地域居住を進めてもらいたいと思うが伺う。窓口業務を郵便局に委託するときは、郵便局をなくしてはならないという経過があったので、窓口業務を元に戻し、職員を配置する考えはないか伺う。

村 長

松原地区に出張所があったが、事務の利用が少なくなったので、事務を郵便局に委託した経緯がある。

再度役場職員を配置して、地域の活性化になるとは考えていないので、経費節減をして、住民サービスを低下させないよう施策を講じたい。

二地域居住は、会津大学の先生と学生さん、役場の職員と一緒にになって、空き家の調査を検討しているところである。

関連質問

蟹巻尚武議員

大塩小学校跡地の活用方法に、二百万円の調査費用を計上しているが、その進捗状況を伺う。

総務企画課長

若干遅れているが、コンサル選定において、二、三の大学の先生、県の紹介をいただいで目

一般質問

2

1 番 相 原 和 之



1 仮出所者等の更生施設入開所の管理について

村内には移動していない宿泊施設がいくつかあるが、物件売買等の際に更生施設の入開所の可能性がないとは言えない。新規の場合もしかりである。自立また、国内屈指の観光地を有する当村での入開所は許可できるものではないと考えるが、その管理をどのように考えているのか伺う。

住民ふれあい課長

更生施設は、更生保護事業法に基づく施設であり、法務大臣の認可が必要な施設である。従って村で許可できる施設ではない。

星はつけているが、正式にはまだ決定していないという状況にある。これから、具体的に進めたい考えである。

再質問

民間の更生施設が村内にできてしまうと、地元に住んでいるかたたちが非常に不安となる。また、観光地として、イメージが非常に良くない部分がたくさんあると考えており、村として受け付けたいと意思表示をしなれば、いつのまにか入ってしまうのではないかと思う。地域住民の安全・安心を提供しなくてはならないのではないかと思うが、どのように考えているのか伺う。

住民ふれあい課長

保護更生施設は、全国で百一カ所あるが、それは全部民間である。今回初めて法務省が福島に設置するのは法律に基づいているので、簡単に村に入ってくる施設ではない。その内容は、人的な配置、資金面で大変で、単に宿泊施設を提供するような施設ではない。

自身は、教養訓練、医療とか就職を助け、職業、補導、職業訓練、金も与えなくてはならない施設です。村としては、皆さんの声を聞きながら、不利益にならないように対応したいと思う。

再々質問

民間同士での建物の売買で更生施設が入る可能性もあるので、条例、規約をつくることができるのか伺う。

住民ふれあい課長

更生施設、更生保護施設については、そのような法律的なものがあるが、更生施設の関係は、社会にとって必要ですから法的にも認められている。

この更生保護施設は社会福祉法人と同じような位置づけであり、これらを阻止するための条例の設置というのが行政として、いかがなものかと思う。

住民の声を聞き十分反映するように、不利益にならないような方法を講じていきたいと思う。

2 裏磐梯猫魔スキー場の進捗状況について

裏磐梯猫魔スキー場は、冬季観光及び地域住民の雇用において重要な役割を果たしている。今季からの営業はもとより、地域住民の雇用は守らなければならないと考えるが、現在の進捗状況及び雇用の確保に対し、どのように考えているのか伺う。

村長

六月定例議会後、村民の雇用

再質問

の確保のため、また、冬の観光のスポットである裏磐梯猫魔スキー場の火を消さぬよう、この冬の営業に間に合うようにしていただきたいと、裏磐梯高原開発公社の更生管財人をはじめ、各機関にお願いしてきた。

現在の進捗状況は、管財人と星野リゾート関連会社との間でスポンサー契約を締結し、事業譲渡へ向け手続き中とのことである。年末のスキーシーズンの営業を確保すべく、準備中というところである。地域住民の雇用の確保についても最優先することである。

一般質問

3

2番 蟹 卷 尚 武



1 八月二十三日着のラビスパ裏磐梯より村民への配達文について

八月に発送されたラビスパ裏磐梯よりのお知らせ文について、個人名は出ていないものの内容が不適切と考えるが当村の考え

を伺う。

村長

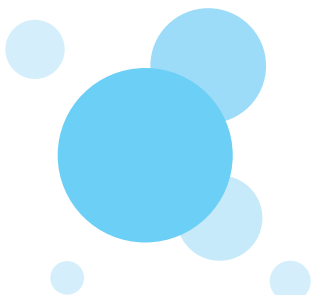
ご質問の主旨がよく理解できない。この時点で私は副村長を退任しており、この件については、私が村長就任前のことであるので内容等を把握していないので、答弁は控える。

再質問

ラビスパ裏磐梯支配人がどのような状況で、どのような気持ちで、こういった意図なのかというのを調査しなかったのか伺う。

村長

株式会社ラビスパ総支配人を呼んで聞かなかつたのは、一会社社の者を村の考えとして支配人の名前、さらには従業員一同の名前で文書は出せないと思ったので確認はしていない。



再々質問

内容が違うので村の考えを伺いたいのに、なぜ聞けないのか。村長自身の考えを伺いたい。

ここに支配人を呼んでいただきたいので、議長にもお願い申し上げます。

議長

支配人を呼ぶことは、今日
できないので希望があれば後
ほど設定する。

村
長

もっと細かく通告してもらえば、それなりの対応はできたと感じているが、通告になかった部分についての質問なので、そういう答弁になった。

ラビスパの支配人一人が従業員一同ということで勝手に文書を出したとは会社組織上思っていない。

2 小野川不動滝入口の危険箇所について

小野川不動滝入口の村道と私道との間にある法面上部の大岩が落石懸念がある。その対応について当村の考えを伺う。

産業政策課長

現地調査した結果、いままぐに落石する危険性は非常に少な

いと判断したことから、補助事業の災害防除で対応する考えである。

再質問

一刻も争うようなところであるので、どのぐらいの時期にこれが撤去できるのか。また、撤去しないでも大丈夫なのか伺う。

産業政策課長

二十一年度概算要望に要望書を提出しているので、早ければ二十一年度には工事ができるのではないかと思う。

また、異常気象のたびに、道路パトロールをして見ており、春から安定しているので、危険性はないと判断して、来年度の事業に要望したものである。

再々質問

来年まで大丈夫だということ
であれば、住民への説明、スキー
場、ホテル、また小野川地区の
住民への説明を検討してもらい
たい。水際で事故を防ぐための
方策もあるが、告知も必要かと
思うので、やる意志があるかど
うか伺う。

産業政策課長

落石の危険箇所等については、看板等で標示して危険等を促し

一般質問
4

ながら今後もやっていきたいと
思っている。



5番 遠藤春雄

一 選挙管理委員会のあり方について

先般、北塩原の村長選挙がありました。其の際に、開票の進行中に職員が開票管理者に許可を受けずに、勝手に持場を離れて、外に出て行く行動があった。そうだが選挙管理委員会としては、どのような考えなのかお尋ねする。

選挙管理委員会委員長

選挙管理委員会のあり方は、選挙が民主的、かつ公正に行われるよう、公正な立場で選挙事務を管理することである。

私の指示で庶務担当が事務連絡のために移動したことはあるが、勝手に出て行ったという事実はない。

再質問

職員が外出したのは八時十五分ころ。外出する前に携帯電話に電話が入って、書記長に話をかけて外出し、約三分ぐらいで会場に戻ってきた。外出する際は手ぶらであったが、帰ってきたときは用紙らしいものを右手に持って帰ってきている。

また、女子職員も外出しているのが傍聴席から見られている。このような行動があったことに対し、選挙管理委員長はどう考えるか伺う。

選挙管理委員会書記長

選挙の開票事務は、職員全員に、ポケットにある物は全部置いて開票所に入ることを指示しており、携帯電話や財布など全部置いて開票所の中に入っているの、携帯電話に電話が入ることはない。

選挙管理委員会が開票の中間速報を、三十分おきに行うことで決めている。八時五分に最初の中間速報で、場内の看板に書いて掲示し、女性の庶務担当が事務室のマスコミ対応でその数字を担当者に連絡を行った。また、一人が書記長に話をかけたのは、選挙の事務用紙に不備があり、それを直しに事務室に行っただけである。

これらの行動は、許可ではなく指示で動いた部分であり、職

再々質問

員に対する疑惑や不正は絶対にない。

事前に庶務担当は外出してもよいという話だが、当村だけがそういう規約でやっているのか。委員長が外出するときに許可を得たという話であったが、ビデオには、開票時間の七時三十分から、八時四十分ころまで、委員長に近寄った姿は一切出ていない。

今後、選挙管理委員会として、どのように改革していくのか、案を伺う。

選挙管理委員会書記長

庶務担当は勝手に出ていいわけではなく、業務で確定、中間速報をマスコミ等の電話対応担当者に連絡するときだけ出ることを指示している。

マスコミの電話対応をしない
ということであれば、移動しな
くてもいいが、サービスは必要
だと思う。

場内に電話を設置してということもあるかと思うが、騒がしくなるので、こういう態勢でやっている。

改革については、選挙管理委員会
の書記は、総務課のほうで担
当しているが、ほかのところ
では、長部局以外の部局の職員
が担当というようなこともある。

そういったことを踏まえて、考
えることは必要ではないかと考
えているが、今回の選挙事務に
おいて、職員にそういう疑いが
かかるようなことは一切ない。

関連質問

大竹良幸議員

開票作業で投票率が最初に来
るべきなのに、投票率が遅く、
票分けがほとんど終わった時点
であったのではないかと。最終投
票率が八時半ごろに発表になっ
たという話もある。また、人の
動き、箱が透明でないためにそ
ういう疑惑が起きるのでないか
という点で、箱をある程度透
明に変えるとか、外に出ない
か、コピー用紙が必要であれば
中に入れるとか、マスコミ対応
は電話できるように、変えるべ
きではないかと思うがどう。

選挙管理委員会書記長

投票率が八時半に確定になっ
たことはない。その前に投票率
が出ている。八時四十三分に出
たのは、開票の結果である。

改革については、箱を透明に
することを検討している。

また、電話は開票場内だと、
やはりうるさいことも考えられ
るので検討していく。

しかしながら、職員が不正を
したと言うことは絶対なく、一
点の曇りもない。

一般質問

5

3番 五十嵐 善 清



1 裏磐梯猫魔スキー場 管理運営に関する協定につ いて及びこれらに関する弁 護士委託料について

七月九日臨時議会で議決され
た弁護士委託料百万円は、村に
対し株式会社裏磐梯高原開発公
社の株主である広告代理店及び
不動産会社連名で平成二十年六
月十二日付け「管理運営協定書
撤回の件」の通知に対する対策
として、裁判になるためその弁
護士委託料との説明であったが、
現在の状況を伺う。

又、「管理運営協定書撤回の
件」の文書には、平成十三年七
月二十六日に協定を締結したが、
知らされなかった事があり協定
は無効である旨が記載されてい
るが、その詳しい内容を伺う。

村 長

平成十三年の協定締結時、株

式会社裏磐梯高原開発公社の株
主であり、当時、破産した株式
会社日本ロイヤルクラブが同開
発公社に対し、持っていた債権
を石川銀行に譲渡していたが、
この件の説明がなかったため、
協定は無効であり、撤回し、既
に支払済みの株式代金の返還も
要求するという内容のものであ
った。また、この時点で、訴訟の
準備もしている話もあった。

これを受けて、村では弁護士
委託料の補正予算の議決をいた
だし、当該撤回の件の通知に関
する回答書作成の件、及び協定
に関する紛争の件について、弁
護士に委託をしたところである
が、現在の状況は、弁護士を通
じ相手側に対し、当該通知の指
摘事項にはいずれも理由がなく、
協定書の撤回は法的に認められ
ない。むしろ本協定書に基づく
株式代金を至急支払うよう請求
する旨の回答書を、七月十一日
付で送付をした。

その後動きはなく、訴状など
も届いていない。また、当該通
知の差出人二社のうち一社から
「撤回の件」を撤回する旨の申
し入れがあった。

再質問

裁判になる予測について、判
断されたのは、どういうことで
判断されたか伺う。

弁護士委託料の支出金額もあ
わせて伺う。

また、平成十年の時点で、債
権譲渡については承認していた
ということか伺う。

管理運営の協定書は平成十三
年の七月二十六日締結されてい
るわけだが、村としてはどのよ
うな説明をしたのか伺う。

当時の決算書を見ると、決算
書は、第十五期、平成十一年か
ら十二年に、長期借入金という
ことで日本ロイヤルクラブから
借り入れるとなっているが、既
にそのときには、日本ロイヤル
クラブからは債権譲渡されてお
り、そのあとにこの協定書が作
られたと思うが、その辺はどん
な話だったのか伺う。

広告代理店と不動産会社につ
いては、千九百万円、当村から
購入した株券の代金が未納になっ
ている原因は、約束事が違ふと
いうことで未納になっているの
ではないか伺う。

今まで催促はしていたと思う
が、いつ催促して、どんな答弁
だったか伺う。

村 長

私はその場に出席しなかった
ので、内容はわからないが、

その判断は、訴訟が来て、平成
十三年の六月に協定した協定書
の内容と、今回その撤回に関する
文書の内容が合っていないけれ
ば、裁判になる可能性はあると
いうことで判断したと思う。

弁護士費用は、着手金として
十五万円、預り金十五万円を支
払っている。

平成十三年の六月に二社と株
の譲渡をし、債権もすべて譲渡
という内容も書いてあった。

日本ロイヤルクラブから石川
銀行に譲渡したということが書
いてなかったから無効だという
ことを、二社から撤回の文書と
なって来たものである。

協定したときは、負債が日本
ロイヤルクラブにあるというこ
とが明記してある。決算書も相
手に渡っており、調べて持って
いっている。負債の一部は、債
権譲渡の部分も日本ロイヤルク
ラブではなくて石川銀行に移っ
たということ、二社は知って
いたと思う。その時点で説明が
なかったから協定書は無効だと
いうことは言えないということ
で、弁護士に相談をして、その
旨の回答をしたものである。

株の譲渡の件について、千九
百万円分の株券を、まだ、村が
保有している。六百万円分の株
は相手側に渡したが、残り千九
百万円分の株券は、村にあるの
で、早く買ってもらうよう催促
した。約束が違ふから払わない
のではなく、弁護士によると、

再々質問

千九百万円分は早く支払うべきであるという回答を出している。村も株の未譲渡の分千九百万円は早くもらいたいという考えがあるので、何ら間違った対応はしていない。

催促については、最初一回目に五百万円の株の譲渡があり、二回目に百万円が入るのには三年ばかりかかったと思うが、年に一回ないし二回は、株の譲渡を急ぐよう督促状を出して来た。

そのあとも、再三督促してきたが、まだ未譲渡分の株式が千九百万円分が残っている状況である。

利息の支払いについても承知の上のことだったのか伺う。

千九百万円は必ずもらえるものであれば、第一段階としてどんな方法をとって、次の段階で法的なものに移行するのか、その予定を伺う。

管理運営に関する協定書の第十条、新会社を設立するというところで、一千万円で許可の關係会社を設立したと思うが、村が五十五%、乙が四十五%、二社で四十五%持つことだったと思うが、それについては変わりが無いのか伺う。

株主総会等があると思うが、この辺の対策はどのようなことになるか伺う。

村長

利子の支払いについても、随時支払いをしていたと思う。確認したわけではないが、決算書の中には載っており、確認したと思う。

株の未譲渡分の千九百万円ということがあるが、この後は司法の手によって判断が下されるものと思うので、村では取るという姿勢で今後も対応する考えである。

協定書でうたわれていた新会社の株式の保有率の件は、当時も村が五十五%、民間の二社が四十五%で、今も保有株主数は変わっていない。

今後の対策については、九月末までに取締役会さらには株主総会を開きたいと考えている。

八月三十一日の村議会議員補欠選挙で当選された小椋元議員



教育委員会委員の任命に同意

住所 北塩原村大字大塩字中島道北5123番地
氏名 藤田基吉



監査委員の選任に同意
住所 北塩原村大字北山字北畑4264番地
氏名 武藤義憲



9月定例議会で議席及び常任委員会等の構成が変更になりました。

1番	相原和之	観光・産業常任委員	7番	遠藤祐一	厚生文教常任委員長 議会運営副委員長
2番	蟹巻尚武	観光・産業常任副委員長 議会広報調査特別委員	8番	小椋元	観光・産業常任委員長
3番	五十嵐善清	総務常任委員	9番	五十嵐力雄	総務常任委員 議会広報調査特別委員
4番	五十嵐正典	総務常任副委員長 議会広報調査特別副委員長	10番	酒井作男	総務常任委員長 議会運営委員 議会広報調査特別委員長
5番	遠藤春雄	厚生文教常任委員	11番	小椋義正	副議長 厚生文教常任委員 議会運営委員長
6番	大竹良幸	厚生文教常任副委員長 議会運営委員	12番	小椋眞	議長、観光・産業常任委員 議会広報調査特別委員

9 月定例議会で次の案件が可決されました。

議案番号	件 名	内 容
議案第32号	喜多方地方土地開発公社定款の変更について	土地開発公社の監事の職務内容の根拠法が、平成20年12月1日より民法から公有地の拡大の推進に関する法律に変更されるため定款を変更するもの。
議案第33号	村長の給与の特例に関する条例	平成20年10月から平成21年3月まで、村長の給料月額を、20%削減するもの。
議案第34号	北塩原村特別職報酬等審議会条例の一部を改正する条例	地方自治法の改正により、議員の報酬の名称を「議員報酬」と改め、他の行政委員会の委員等の報酬と明確に区分けするもの。
議案第35号	議会議員の報酬、期末手当及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例	議員の報酬の名称を「議員報酬」と改めるとともに、費用弁償支給範囲に全員協議会を追加し、議会活動の範囲を明確にするもの。
議案第36号	北塩原村税条例の一部を改正する条例	村が指定する住民税の寄付金控除対象の団体等を、県の指定する団体等と同じとするもの。
議案第37号	平成19年度北塩原村一般会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 3,551,276千円 歳出決算額 3,458,721千円 翌年へ繰越すべき財源 356千円 実質収支額 92,199千円
議案第38号	平成19年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 389,715千円 歳出決算額 373,245千円 翌年へ繰越すべき財源 0千円 実質収支額 16,470千円
議案第39号	平成19年度北塩原村簡易水道事業費特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 91,258千円 歳出決算額 90,925千円 翌年へ繰越すべき財源 0千円 実質収支額 333千円
議案第40号	平成19年度北塩原村老人保健特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 473,323千円 歳出決算額 469,555千円 翌年へ繰越すべき財源 0千円 実質収支額 3,768千円
議案第41号	平成19年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 354,023千円 歳出決算額 352,925千円 翌年へ繰越すべき財源 0千円 実質収支額 1,098千円
議案第42号	平成19年度北塩原村簡易排水施設事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 1,199千円 歳出決算額 1,138千円 翌年へ繰越すべき財源 0千円 実質収支額 61千円
議案第43号	平成19年度北塩原村農業集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 52,806千円 歳出決算額 52,500千円 翌年へ繰越すべき財源 0千円 実質収支額 306千円
議案第44号	平成19年度北塩原村介護保険事業特別会計歳入歳出決算認定について	歳入決算額 234,592千円 歳出決算額 228,596千円 翌年へ繰越すべき財源 0千円 実質収支額 5,996千円
議案第45号	平成20年度北塩原村一般会計補正予算(第3号)	歳入歳出それぞれ13,649千円を追加し、歳入歳出の総額を2,433,753千円とするもの。

議案番号	件名	内容
議案第46号	平成20年度北塩原村国民健康保険事業費特別会計補正予算(第2号)	歳入歳出それぞれ1,201千円を追加し、歳入歳出の総額を337,201千円とするもの。
議案第47号	平成20年度北塩原村特定環境保全下水道事業特別会計補正予算(第1号)	既定の歳入歳出予算290,920千円のうち、歳出を補正(組替)するもの。
議案第48号	平成20年度北塩原村介護保険事業特別会計補正予算(第1号)	歳入歳出それぞれ6,537千円を追加し、歳入歳出の総額を221,478千円とするもの。
議案第49号	監査委員の選任について	住所 北塩原村大字北山字北畑4264番地 氏名 武藤 義憲 生年月日 昭和13年11月30日
議案第50号	教育委員会委員の任命について	住所 北塩原村大字大塩字中島道北5123番地 氏名 藤田 基吉 生年月日 昭和25年5月21日
発議第3号	北塩原村議会会議規則の一部を改正する規則	地方自治法の改正により、「全員協議会」を追加し、議会活動の範囲を明確にするもの。

陳情・請願

★採択となったもの

○国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書の提出について

〈請願者〉

福島県会津若松市西栄町

七番九号

食とみどり、水を守る

会津地区労農市民会議

議長 小川 右善

○燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰への緊急対策を求める請願

〈請願者〉
福島県喜多方市字西四ツ谷 二十四一

サニープラザ一〇一

会長 佐藤 弘之

会津農民運動連合会

会長 佐藤 弘之

○義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める陳情書

〈陳情者〉
福島県福島市上浜町 十三十八

福島県教職員組合

中央執行委員長 浦井信義

○現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見

書
内閣総理大臣宛他3名

書提出を求める陳情書

〈陳情者〉

福島県福島市渡利字館

九十七一

福島県保育連絡会

世話人代表 大宮勇雄

意見書

○過疎地域自立促進特別措置法の失効に伴う新たな法律の制定を求める意見書

衆議院議長宛他7名

○国による公的森林整備の推進と国有林野事業の健全化を求める意見書

衆議院議長宛他8名

衆議院議長宛他8名

○燃料、肥料、飼料、農業資材等の価格高騰への緊急対策を求める意見書

内閣総理大臣宛他1名

内閣総理大臣宛他1名

○義務教育費国庫負担制度の堅持と教育予算の充実を求める意見書

文部科学大臣宛他2名

文部科学大臣宛他2名

○現行保育制度の堅持・拡充と保育・学童保育・子育て支援予算の大幅増額を求める意見書

内閣総理大臣宛他3名

編集後記

議会は、皆さまの声を村政に反映する大切な機関であり、何が議論の中心になり、どのように話合われたのかを住民の方々に伝えるのが「議会だより」です。皆様方から、議会だよりに対する率直なご意見をお寄せください。

編集委員

委員長

酒井 作男

副委員長

五十嵐 正典

委員

五十嵐 力雄

委員

蟹巻 尚武

委員

小椋 眞